

キー変数(世帯タイプ、生活困難度)の作成について

首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター

## 1 【世帯タイプ変数の作成(household)】

問2 お子さんとあなた(回答者)との関係は、以下のどれになりますか。お子さんからみた続き柄で、お答えください。(あてはまる番号1つに○)

1 父親	4 祖母	7 施設職員
2 母親	5 兄弟姉妹	(→施設職員の方は以後の設問に対して、
3 祖父	6 その他 (具体的に )	回答できる範囲で回答してください)

問6 お子さんと同居しているご家族の方は、どなたですか。それぞれ、人数もお教えてください。

(あてはまる番号すべてに○、人数はカッコの中に数字で回答してください)

1 父親	4 祖母( 人)	7 弟( 人)	10 その他( 人)
2 母親	5 兄( 人)	8 妹( 人)	
3 祖父( 人)	6 姉( 人)	9 その他の親せき( 人)	

### 1-1 家族構成人数の修正

- 以下の手順で、同居家族の属性ごとの人数についての変数を作成する。
- 問6の1~10をfam1~fam10に転記
  - 問2にて、「1 父親」「2 母親」「3 祖父」「4 祖母」「5 兄弟姉妹」に○がついているにもかかわらず、問6の同じ属性の家族に○がついていない場合は、その属性の家族が「いる」ものとしてfam1~fam6を「1」に修正(例:q2=2 & q6\_2=0→fam2=1)。
  - 問2が兄弟姉妹の場合は、「問6\_5 兄」か「問6\_6 姉」に○がついていれば修正は不要。○がついていなければ、「姉」が回答していると仮定し、fam6を「1」と修正する。  
\*これらの作業により、特に父親の合計人数、母親の合計人数が相当変わる。
- 「問6\_3 祖父」から「問6\_10 その他」の人数が入っている変数については、以下のよう  
にfam3~fam10を修正
  - 「問6\_3 祖父」「問6\_4 祖母」については、人数が「1~4」(親の再婚などの場合もあるため)の場合は、その数値をfam3、fam4に入れる。5人以上の場合は「1」とする。人数の欄に「0」と記入がある場合は、「0」とする。○がついているにも関わらず、人数の回答がない場合は、「1」と修正する。
  - 「問6\_5 兄」「問6\_6 姉」「問6\_7 弟」「問6\_8 妹」「問6\_9 その他の親せき」「問6\_10 その他」については、最大8人とする。8人以上の場合は「0」と修正する。

人数の欄に「0」と記入がある場合は、「0」とする。○がついているにも関わらず、人数の回答がない場合は、「1」と修正する。

- ○がついていなくても、人数の欄に妥当な人数が書いてあれば、その人数を採用。

### 1-2 世帯人数の確定

- 世帯構成員の合計人数に 1(子ども本人)を加えて世帯人数を確定させる(世帯人数= $fam1+fam2+fam3+fam4+fam5+fam6+fam7+fam8+fam9+fam10+1$ )。
  - ただし、問2が「7 施設職員」の場合は、世帯人数変数において欠損とする。
  - また、「10 その他」の人数のみが異常に多い場合は、児童養護施設等に入所していることが疑われるため、世帯人数変数において欠損とする。

### 1-3 世帯タイプ変数(household)の確定

- fam1、fam2、fam3、fam4 を用いて世帯タイプを確定
- household=「1 ふたり親(二世帯)」 「2 ふたり親(三世帯)」 「3 ひとり親(二世帯)」 「4 ひとり親(三世帯)」
  - 「ふたり親(二世帯)」  $fam1=1 \ \& \ fam2=1 \ \& \ fam3=0 \ \& \ fam4=0$
  - 「ふたり親(三世帯)」  $fam1=1 \ \& \ fam2=1 \ \& \ (fam3=1 \ OR \ fam4=1)$
  - 「ひとり親(二世帯)」  $((fam1=1 \ \& \ fam2=0) \ OR \ (fam1=0 \ \& \ fam2=1)) \ \& \ fam3=0 \ \& \ fam4=0$
  - 「ひとり親(三世帯)」  $((fam1=1 \ \& \ fam2=0) \ OR \ (fam1=0 \ \& \ fam2=1)) \ \& \ (fam3=1 \ OR \ fam4=1)$
  - 必要があれば「親なし」  $fam1=0 \ \& \ fam2=0$  も作成する。
  - 問2が「7 施設職員」の場合および問6「10 その他」の人数が異常に多い場合は、欠損とする(または施設カテゴリーを作る)。

## 2 【低所得ステータス(poor:2値変数)】

### 2-1 勤労所得など(「公的年金と社会保障給付金以外」の収入)の推計

問 23 上記問 22 で回答いただいた、公的年金と社会保障給付金以外の収入についてお聞きます。

お子さんと生計を共にしている世帯全員の方の、おおよその年間収入(税込)はいくらですか。

(あてはまる番号1つに○)

※収入には、勤労収入(パート、アルバイトを含む)、事業収入(自営業等)、農業収入、不動産収入、利子・配当金、個人年金、仕送りや元配偶者からの養育費を含みますが、上記問 22 で回答いただいた、公的年金と社会保障給付金は除いてお考えください。

※複数の収入源がある場合(お父さまが勤労収入、お母さまに事業収入など)は、おおよその合算値(合計額)を教えてください。

1 収入はない(0円)	5 200~300万円未満	9 600~700万円未満	13 わからない
2 1~50万円未満	6 300~400万円未満	10 700~800万円未満	
3 50~100万円未満	7 400~500万円未満	11 800~900万円未満	
4 100~200万円未満	8 500~600万円未満	12 900万円以上	

- 各カテゴリー値の中間値からなる income 変数を作成する。
- 最大値は、カテゴリー値の金額に少し上乗せする(例 「12 900 万円以上」を「9,500,000」とする)。
- 無回答は income 変数において欠損とする。
- 「1 収入はない父親や母親それぞれの勤労所得等が把握できている場合は、「」
- なお、この修正は poor 変数を作成するために行うものであり、例えば等価世帯所得変数を直接、分析に用いる場合は、異なる対応が必要となり得る。

### 2-2 児童手当の修正

問 22 あなたの世帯で、次のような公的年金、社会保障給付金の 1回あたりの支給額はいくらですか。

(枠内に数字で回答してください)

※該当する収入がない場合には、0とご記入ください。

※兄弟姉妹等にかかわる手当等も含みます。

※「児童育成手当」「児童扶養手当」は、所得が一定水準以下のひとり親等世帯の支援のための補助金です。

	1回あたり金額
A 児童手当 →	円 (4か月に1回支払われます)
B 児童育成手当 →	円 (4か月に1回支払われます)
C 児童扶養手当 →	円 (4か月に1回支払われます)
D 特別児童扶養手当 →	円 (4か月に1回支払われます)
E 年金(遺族年金、老齢年金など) →	円 (2か月に1回支払われます)
F 生活保護 →	円

- 無回答のケースに対し「999999」など特定の値が入力されている場合は、値を省き欠損とする(2-7の等価世帯所得の計算からは省かない)。
- 児童手当は中学生以下の子どもを育てる世帯に給付される。所得制限が定められているが、制限額以上の世帯であっても特例給付(1人あたり5,000円/月)が支給される(2019年11月時点。調査時点の制度に合わせて調整すること)。なお、給付は年に3回(4か月ごと)に行われる。

支給額は以下の通り。

支給対象児童	1人あたり月額
0歳～3歳未満	15,000円(一律)
3歳～小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円*)
中学生	10,000円(一律)

\*「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降のこと。

- 前項を踏まえると、中学生以下を対象とする調査であれば、「問22A 児童手当」の回答は「20,000」が最小値となる(所得制限額以上の収入がある世帯で中学生以下の児童が1名のケース→月5,000円×4か月=20,000円)。すなわち「20,000」以下の数値はすべて誤回答である。誤回答の値と、子ども本人の年齢、弟の人数、妹の人数から正確な支給額を推測する。なお、姉と兄は、高校生年代以上である可能性もあるのでここでは考慮しない。
- その他、頻出する間違いとそれぞれへの修正法は以下の通り。
  - 「1」「2」「4」などは、「万単位」で書いていると思われるので、「10,000」を乗じる。さらに1か月分の支給額を記入していると推測される場合は、4か月分に修正する。(例:回答「1」→まずは「10,000」を乗じる→1か月分が2,500円(10,000/4か月)というのはいり得ないため、「4」を乗じて4か月分=40,000円とする)。
  - 「3,000」などは、「0」を一つ忘れていると考えられるので「10」を乗じる。
  - 「5,000」「15,000」「10,000」「30,000」などは、4か月分と考えたと不適当なので、1か月分と仮定し、「4」を乗じる(弟と妹の人数も踏まえて検討する)。
  - あまりに不明瞭なケースが多い場合は、「子ども本人+弟妹数」にて、児童手当を推計する。すなわち、特例給付か否かを所得で判断したうえで、支給額に子ども数を乗じる。弟妹の年齢は不明なため、3歳未満かどうかについてはリーズナブルな仮定を置く。例えば、小・中学生票で、弟妹1~2名だった場合は、弟妹が3歳以上であると仮定する(年齢差から考慮して)。弟妹が3名以上で小学生票の場合は、1名は3歳未満とするなど。

### 2-3 児童扶養手当の修正

- 無回答のケースに対し「999999」など特定の値が入力されている場合は、値を省き欠損とする(2-7の等価世帯所得の計算からは省かない)。
- 調査年の児童扶養手当の金額を調べ、最低金額と満額(4か月分)の金額を把握する。
- 最低値よりも小さい値は、すべて誤回答なので修正する。
  - 1か月分と考えられる値は、「4」を乗じる。
  - 児童手当と混乱していると推測される場合(「5,000」「20,000」など)は、世帯タイプを調べ、ひとり親世帯でない場合は、児童手当と同様の修正をする。
- 満額(子ども人数を考慮して計算。児童扶養手当は18歳未満が対象なので兄・姉も対象児童である可能性もあるが、確定できないのでここでは考慮しない)より大きい場合は満額の金額に修正する。
- 満額に近い数値で微妙に異なる値は、満額の金額に修正する。

### 2-4 児童育成手当の修正(東京都のみ)

- 無回答のケースに対し「999999」など特定の値が入力されている場合は、値を省き欠損とする(2-7の等価世帯所得の計算からは省かない)。
- その調査年の児童育成手当の金額(4か月分)を調べる。
- 児童扶養手当、児童育成手当、児童手当を混同して書いている場合が多い。児童育成手当は、児童扶養手当よりも所得制限が高いため、ここに記入してあれば、(世帯タイプさえ正しければ)、児童育成手当はもらっていると仮定する。その上で、児童育成手当は、一律なので、世帯タイプが正しければ、本人+弟妹人数で推計する。

### 2-5 特別児童扶養手当の修正

- 無回答のケースに対し「999999」など特定の値が入力されている場合は、値を省き欠損とする(2-7の等価世帯所得の計算からは省かない)。
- 特別児童扶養手当は障害の程度に応じて支給されているため、まずは調査年の金額(4か月分)を把握する。
- 誤回答の多くが1か月分の支給額を記入しているものであり、1か月分の重度、中度、その組み合わせ(重度1人+中度1人、重度2人、など)に近い数値が多い。その場合は、その金額に「4」を乗じる。
- 上記で、これらに近い値(100円以下切り捨ててあるなど)は修正しない。

### 2-6 年金・生活保護の修正

- 無回答のケースに対し「999999」など特定の値が入力されている場合は、値を省き欠損とする(2-7の等価世帯所得の計算からは省かない)。
- 年金、生活保護はどのような値にもなる可能性がある。金額の単位を間違えていると推測

される場合は修正をするが、それ以外は基本的に修正しない(例:1~50→「万単位」で記入したと推測されるため「10,000」を乗じる)。

## 2-7 等価世帯所得の計算

- income 変数+各種給付を求める。なお、各種給付が無回答であっても欠損としない。例えば、2-2~2-7までがすべて無回答の場合は、income 変数+0円となる。
  - 各種給付の支給額は年額に直す。1か月単位のもの、2か月単位のもの、4か月単位のものなどあるので注意。
  - 複数の変数間で単位を揃える。
- その値を、1-1で作成した世帯人数変数の平方根で除する

## 2-8 貧困線の算出

- 厚生労働省「国民生活基礎調査 結果の概況」を参照に当該年度の貧困線を求める。なお、「国民生活基礎調査」は所得については調査年の前年のもの、世帯人員数については調査時点のものを聞いているため注意すること。
- 貧困線には「世帯所得(税・社会保険料引き前の所得に各種給付を加えたもの)」を用いて計算したものと、「可処分世帯所得(税・社会保険料引き後の所得に各種給付を加えたもの)」を用いて計算したものがあることに注意。
- 「世帯所得」に基づく貧困線
  - 「世帯所得」(税・社会保険料引き前の所得に各種給付を加えたもの)の中央値を、当該調査年の「国民生活基礎調査 結果の概況」の「II 各種世帯の所得等の状況」にて確認する。
  - 1年前の「国民生活基礎調査」から、「I 世帯数と世帯人員の状況」に記載されている「平均世帯人数」を確認する。
  - 「世帯所得の中央値」を「平均世帯人数の平方根」で除し、さらに 1/2 を乗じて貧困線を計算する。(貧困線=世帯所得の中央値÷ $\sqrt{\text{平均世帯人数}} \times 1/2$ )
- 「等価可処分所得(税・社会保険料引き後の所得に各種給付を加えたもの)」に基づく貧困線
  - 当該調査年に3年毎の「国民生活基礎調査」の大規模調査が行われているかどうかによって対応が異なる。
  - 当該調査年に大規模調査が行われている場合は、「国民生活基礎調査 結果の概況」の「II 各種世帯の所得等の状況」にて当該調査年の等価可処分所得を用いて算出された貧困線を確認する。
  - 当該調査年に大規模調査が行われていない場合は、世帯所得に関する情報から可処分所得の中央値等を推計する必要がある。

### 2-9 低所得変数(poor)の作成

- 2-7 で計算した等価世帯所得と、2-8 で算出した貧困線を比較。貧困線以下の場合は、「低所得」=1とする。
- 等価世帯所得変数が欠損の場合は、低所得変数も欠損とする。

### 3 【家計の逼迫(hh\_deprived:2 値変数)】

問 30 あなたのご家庭では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことがありましたか。(あてはまる番号1つに○)

1 よくあった	2 ときどきあった	3 まれにあった	4 まったくなかった
---------	-----------	----------	------------

問 31 あなたのご家庭では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣類を買えないことがありましたか。(あてはまる番号1つに○)

1 よくあった	2 ときどきあった	3 まれにあった	4 まったくなかった
---------	-----------	----------	------------

問 32 過去1年の間に、経済的な理由で、以下のA～Gのサービス・料金について、支払えないことがありましたか。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)

		あった	なかった	該当しない (払う必要がない)
A 電話料金	→	1	2	3
B 電気料金	→	1	2	3
C ガス料金	→	1	2	3
D 水道料金	→	1	2	3
E 家賃	→	1	2	3
F 住宅ローン	→	1	2	3
G その他の債務	→	1	2	3

- hhdep=0として hh\_deprived 作成用の新たな変数を作成する。
- 食料の欠如(問30)、衣類の欠如(問31)については、「1」または「2」の時は、hhdepに1を加える(hhdep=hhdep+1)。
  - 問30もしくは問31が無回答の場合はhhdepにおいて欠損とする。
- 公共料金(「問32A 電話料金」、「問32B 電気料金」、「問32C ガス料金」、「問32D 水道料金」、「問32E 家賃」)は、「あった」の場合に、hhdepに1を加える(hhdep=hhdep+1)。
  - 問32A～Eが1つでも無回答の場合はhhdepにおいて欠損とする。
  - 問32F～Gはhhdep作成には用いない。

- この作業によって、hhdep は、0 から 7 の値をとる
  - hhdep が 1 以上の場合は、家計が逼迫していると考え、さらに別の変数(hh\_deprived)を作成する。
    - hh\_deprived=1 if hhdep>=1
    - hh\_deprived=0 if hhdep <1
    - hhdep が欠損の場合は、hh\_deprived も欠損とする。
-



#### 4 【子どもの所有物と体験の欠如(kk\_deprived:2 値変数)】

問 26 過去1年間において、あなたのご家庭では、お子さんと次のような体験をしましたか。

(それぞれ、あてはまる番号1つに○)

	あ る	な い		
		金銭的な 理由で	時間の 制約で	その他の 理由で
A 海水浴に行く →	1	2	3	4
B 博物館・科学館・美術館などに行く →	1	2	3	4
C キャンプやバーベキューに行く →	1	2	3	4
D スポーツ観戦や劇場に行く →	1	2	3	4
E 遊園地やテーマパークに行く →	1	2	3	4

問 34 あなたのご家庭では、お子さんに次のことをしていますか。A～Hについて、「1 している」「2 していない、したくない(方針でしない)」「3 していない、経済的にできない」のうち、あてはまるものに○をつけてください。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)

	している	していない	
		したくない (方針でしない)	経済的に できない
A 毎月お小遣いを渡す →	1	2	3
B 毎年新しい洋服・靴を買う →	1	2	3
C 習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる →	1	2	3
D 学習塾に通わせる(または家庭教師に来てもらう) →	1	2	3
E お誕生日のお祝いをする →	1	2	3
F 1年に1回くらい家族旅行に行く →	1	2	3
G クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる →	1	2	3
H 子どもの学校行事などへ親が参加する →	1	2	3

問 35 次のもののうち、経済的理由のためにあなたの世帯にないものはありますか。

(あてはまる番号すべてに○)

1 子どもの年齢に合った本	9 電子レンジ
2 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ	10 電話(固定電話・携帯電話を含む)
3 子どもが自宅で宿題をすることができる場所	11 インターネットにつながるパソコン
4 洗濯機	12 新聞の定期購読(ネット含む)
5 炊飯器	13 世帯専用のおふろ
6 掃除機	14 世帯人数分のベッドまたは布団
7 暖房機器	15 急な出費のための貯金(5万円以上)
8 冷房機器	16 あてはまるものはない

- kkdep=0としてkk\_deprived作成用の新たな変数を作成。

- 問 26A~E については、「2 ない(金銭的な理由)」の場合に、**kkdep** に 1 を加える ( $kkdep=kkdep+1$ )。
    - 問 26A~E が 1 つでも無回答の場合は **kkdep** において欠損とする。
  - 問 34A~G は、「3 経済的にできない」の場合に、**kkdep** に 1 を加える ( $kkdep=kkdep+1$ )。
    - 問 34A~G が 1 つでも無回答の場合は **kkdep** において欠損とする。
    - 問 34H は「子どもの所有物と体験の欠如」変数の作成に用いない。
  - 子どもの所有物(「問 35\_1 子どもの年齢に合った本」「問 35\_2 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ」「問 35\_3 子どもが自宅で宿題をすることができる場所」)を「ないもの」として選択している場合に、**kkdep** に 1 を加える ( $kkdep=kkdep+1$ )。
    - 問 35 が無回答の場合(問 35\_1~16 に 1 つも○がついていない場合)は、**kkdep** において欠損とする。
  - この作業によって、**kkdep** は、0 から 15 の値をとる。
  - **kkdep** が 3 以上の場合、所有物や体験が剥奪されていると考え、さらに別の変数 (**kk\_deprived**)を作成する。
    - $kk\_deprived=1$  if  $kkdep \geq 3$
    - $kk\_deprived = 0$  if  $kkdep < 3$
    - **kkdep** が欠損の場合は、**kk\_deprived** も欠損とする。
-

## 5 【生活困難度(poverty)の作成】

- 3つの変数(poor、kk\_deprived、hh\_deprived)のうち、2つ以上が該当する場合は、poverty=1(困窮層)、1つのみ該当する場合は、poverty=2(周辺層)、1つも該当しない場合はpoverty=0(一般層)。
- 3つの変数のいずれかが欠損の場合は、povertyも欠損とする。

## 6 【前バージョンからの修正点】

- 1-2 「ただし、問2が「7 施設職員」の場合は、世帯人数変数において欠損とする。」
- 2-1 無回答は income 変数において欠損とする。
- 2-2~2-5 値を省き欠損とする(2-7の等価世帯所得の計算からは省かない。)。
- 2-6 無回答のケースに対し「999999」など特定の値が入力されている場合は、値を省き欠損とする(2-7の等価世帯所得の計算からは省かない。)。
- 2-7 なお、各種給付が無回答であっても欠損としない。例えば、2-2~2-7までがすべて無回答の場合は、income 変数+0円となる。
- 3 問30もしくは問31が無回答の場合は hhdep において欠損とする。
- 3 問32A~Eが1つでも無回答の場合は hhdep において欠損とする。
- 3 問32F~Gはhhdep作成には用いない。
- 4 問26A~Eが1つでも無回答の場合は kkdep において欠損とする。
- 4 問34A~Gが1つでも無回答の場合は kkdep において欠損とする。
- 4 問35が無回答の場合(問35\_1~16に1つも○がついていない場合)は、kkdep において欠損とする。
- 5 【生活困難度(poverty)の作成】 番号の修正(6→5)
- 6 【前バージョンからの修正点】 追加

以上

### 【問い合わせ先】

首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター

〒192—308 東京都八王子市南大沢 1-1 Tel: 042-677-2126 E-mail: kodomo@tmu.ac.jp

### 【免責】

本資料は、「平成28年度東京都子供の生活実態調査」においてキー変数として用いられた「世帯タイプ」と「生活困難度」の作成のための作業ステップを書き留めたものであり、同様の調査を行う自治体、研究者のご参考のために公開するものである。本資料に基づき作成された変数の正確性について、子ども・若者貧困研究センターは一切の責任を持たない。